

東海地震に関連する情報について

中央防災会議(国の機関)による地震防災基本計画の見直しに伴い、平成16年1月5日から東海地震に関連する情報が変更されました。

これまでは、異常データを観測した段階で「観測情報」を出し、警戒宣言の直前で地震の可能性が高くなった段階で出す「大規模地震関連情報」の2段階の地震情報の公表であったものを、地震の予兆を捕らえた場合、発生の切迫度に応じて「観測情報」「注意情報」「予知情報」という3段階の地震情報が公表されることになりました。

発表される情報名とそれぞれに応じた主な防災対策は、次のとおりです。

－防災対応等に結びつく情報－

この情報は平成16年1月5日から運用を開始します。
すべての情報は、自治体の広報やテレビ・ラジオ等を通じて住民の方に伝えられます。

情報名	主な防災対策
東海地震観測情報 観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表されます。	●防災対応は特にありません。 ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます。  住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、平常通りお過ごし下さい。
東海地震注意情報 観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。	(防災準備行動開始) ●東海地震に対処するため、以下のような防災の準備行動がとられます。 ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。 ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。 ●気象庁において、東海地震発生につながるかどうかを検討する判定会が開催されます。  住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼び掛けや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい。
東海地震予知情報 東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表されます。	●「警戒宣言」が発せられます。 ●地震災害警戒本部が設置されます。 ●津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。  住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び自治体等の防災計画に従って行動して下さい。

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。